

男女平等セミナー開催

家庭のなかでも性別分業から共同参画へ

6月2日、前橋市総合福祉会館において開催し、産別・地協より240名が参加しました。

第1部は、元龍谷大学法科大学院教授の金城清子さんに「家庭のなかでの共同参画」と題し、「産業構造が工業社会のころはまだ法整備も進んでおらず、『性別分業』が機能していた。情報社会に変わってきた現代は、法整備も進み『仕事も家庭も分け合っけて分担』していくことが望ましい。日本ではまだまだ共同参画が進んでいない。特に家庭の中での共同参画は非常に遅れているので、その部分を率先して

進めてほしい」との講演をいただきました。

第2部では、群馬労働局雇用均等室・厚生労働事務次官の藤井達也さんから、7月1日から施行される「改正育児・介護休業法」について、「従業員100人以下の事業所で働く、3歳に満たない子を養育する従業員は「短時間勤務制度」や「所定外労働の制限」が適用されるとともに、要介護状態にある対象家族の介護、その他の世話をを行う従業員は、年次有給休暇とは別に介護休暇を取得できることになった」との説明を受けました。



パワーポイントで他国との男女共同参画を比較



講師の金城さん(左)と藤井さん(右)

Q&A

Q：世界をみると、EUでは共同参画が進んでいると感じるが、現在のEUは経済危機にあり、もし日本が同じような状況になった時に共同参画を強く進めていって本当に今の国が維持繁栄できるか？

A：EUにも経済的に強い国と弱い国があり、強い国が援助してうまくやっていると思う。日本は経済的には高度に発展した国なので、共同参画を進めていくことが望ましい。決して共同参画の推進がEUの経済危機に繋がる訳ではない。



ミツバ労組 佐藤さん

Q：身近な例で言うと、女性役員の選出が課題となっている。労働組合の役員をやってくれと声を掛けても、前向きになって考えてくれる女性はほとんどいない。このような問題について、先生はどのようにお考えか？

A：問題の背景には、要因が2つあると思う。1つはこれまでの日本人の出しゃばるべきでないという考えがあること。もう1つは、家事・育児である。自分の時間がある子育てを終えた世代の女性に声掛けをしてみたら良いのではないか。



IHI労連 原さん

働く女性の労働相談キャンペーンを実施

6月22日～24日、働く女性を対象とした労働相談ダイヤルを実施し、女性委員会と男女平等参画推進委員会が中心となり、女性の相談員が対応しました。

新聞広告や記事掲載、機関紙やホームページでのPRを行いました。3日間で6件のみの相談となり昨年比で-22件と非常に少ない結果となりました。これは同時期に連合全国統一労働相談やライフサポート相談



対応方法を事前に習得し臨んだ

キャンペーンの実施を受けての結果とも考えられます。

相談者はすべて女性で、半数以上がパート・派遣労働者からでした。相談内容は、雇用契約や雇用形態、配置転換に関するものが多く、それにともない会社に話したら解雇されるのではないかと不安を抱えている内容もありました。



丁寧に相談内容を聞き取る相談員

